

## 令和3年度神奈川県中小企業・小規模企業感染症対策事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の拡大により事業に影響を受けた中小企業者等の事業継続を支援するため、中小企業者等が行う感染症拡大防止、非対面ビジネスモデル構築又はビジネスモデル転換事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 「県内中小企業者」とは、県内に補助事業を実施する店舗・施設等を有する中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項第1号から第5号に規定する者とする。
- (2) 「感染防止対策取組書」とは、店舗・施設等が、業種ごとに定められたガイドライン等に沿って実施する感染防止対策を県のシステムに登録し、その内容を店頭等に掲示したものをいう。
- (3) 「補助事業者」とは、補助金の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者をいう。

### (補助の対象)

第3条 補助の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、次の事業とする。ただし、消費税及び地方消費税相当額は補助の対象としない。

- (1) 感染症拡大防止・非対面ビジネスモデル構築事業  
新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する事業で、別表の内容欄の当該区分に掲げるもの
- (2) ビジネスモデル転換事業  
新型コロナウイルス感染症拡大による事業への影響を乗り越えるための事業で、別表の内容欄の当該区分に掲げるもの（補助対象経費が200万円（消費税及び地方消費税を除く）以上の事業に限る）
- (3) 感染症拡大防止事業（第2次）  
新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する事業で、別表の内容欄の当該区分に掲げるもの
- (4) 感染症拡大防止事業（第3次）  
新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する事業で、別表の内容欄の当該区分に掲げるもの

(補助の対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、感染防止対策取組書を店舗・施設の店頭等に掲示している第2条第1号に掲げる県内中小企業者及び知事が適当と認める者とする。

(補助額の算出方法等)

第5条 補助額は、第3条の規定により算定した額を限度とし、その算出方法は、別表のとおりとする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(申請書の提出期日等)

第6条 規則第3条第1項の規定による「令和3年度神奈川県中小企業・小規模企業感染症対策事業費補助金交付申請書(様式1)」の提出期日は知事が別に定める日までとする。

2 規則第3条第2項第4号の規定による申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 役員等氏名一覧表
- (2) 補助事業計画書
- (3) 経費予算書
- (4) 店舗・施設の店頭等に感染防止対策取組書を掲示したことを証する書類
- (5) その他知事が必要と認める書類

3 規則第3条第1項の規定による申請は、次の事業者は行うことができない。

(1) 感染症拡大防止・非対面ビジネスモデル構築事業

「神奈川県中小企業・小規模企業再起促進事業費補助金」又は「神奈川県中小企業・小規模企業感染症対策事業費補助金」の交付を受けた事業者。ただし、遮蔽物又は換気設備の導入に伴う感染症拡大防止対策の強化に資する事業を行うときは、この限りでない。

(2) ビジネスモデル転換事業

「神奈川県中小企業・小規模企業再起促進事業費補助金」のうち「ビジネスモデル転換事業」の交付を受けた事業者。

(3) 感染症拡大防止事業(第2次)

「神奈川県中小企業・小規模企業再起促進事業費補助金」若しくは「神奈川県中小企業・小規模企業感染症対策事業費補助金」の交付を受けた事業者又は「令和3年度神奈川県中小企業・小規模企業感染症対策事業費補助金」の交付決定を受けた事業者。

(4) 感染症拡大防止事業(第3次)

「神奈川県中小企業・小規模企業再起促進事業費補助金」若しくは「神奈川県中小企業・小規模企業感染症対策事業費補助金」の交付を受けた事業者又は「令和3年度神奈川県中小企業・小規模企業感染症対策事業費補助金」の交付決定を受けた事業者。

4 補助事業者は、第3条第1号及び第2号に掲げる事業を重複して申請することはできない。

(暴力団排除)

第7条 神奈川県暴力団排除条例第10条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
- (3) 法人にあつては、代表者又は役員のうち第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
- (4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの

2 知事は、必要に応じ補助金等の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

ただし、当該確認のために個人情報等を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

3 知事は、補助事業者が第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(交付条件)

第8条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は補助事業の経費の配分の変更をしようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる変更については、この限りでない。

ア 経費の配分の区分相互間のいずれか低い額の20%以内の変更。

イ 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる変更。

ウ 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更。

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。

- (3) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となつた場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

- (4) その他規則及びこの要綱の定めに従うべきこと。

(変更の承認)

第9条 前条第1号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、「令和3年度神奈川県中小企業・小規模企業感染症対策事業費補助金変更承認申請書(様式4)」に変更の内容及び理由を記載して知事に提出しなければならない。

(中止、廃止の承認)

第10条 第8条第2号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、「令和3年度神奈川県中小企業・小規模企業感染症対策事業費補助金中止（廃止）承認申請書（様式7）」に中止、廃止の内容及び理由を記載して知事に提出しなければならない。

(申請の取り下げのできる期間)

第11条 規則第7条第1項の規定により申請の取り下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日を経過した日までとする。

(交付決定の取消し等)

第12条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令、規則、交付要綱、公募要領若しくは知事の指示、命令に違反したとき
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (5) 補助事業者が、第7条第1項各号のいずれかに該当する場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(状況報告)

第13条 規則第10条の規定による状況報告は、知事の要求があつたときは速やかに「令和3年度神奈川県中小企業・小規模企業感染症対策事業費補助金実施状況報告書（様式10）」を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第14条 規則第12条の規定による実績報告は、「令和3年度神奈川県中小企業・小規模企業感染症対策事業費補助金実績報告書（様式11）」に次の書類を添えて、知事が別に定める日までに行わなければならない。

- (1) 補助事業報告書

- (2) 経費決算書
- (3) 収支を証する書類
- (4) その他知事が必要と認める書類

(財産の処分の制限)

第15条 規則第17条ただし書きの規定により知事が定める期間並びに同条第2号及び第3号の規定により、知事が定める財産の種類は、次のとおりとする。

| 財産の種類                                            | 期間                                                                                    |
|--------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 件の取得価格または効用の増加額が単価 50 万円（消費税及び地方消費税を除く）以上の取得財産 | 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年 3 月 31 日大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数に相当する期間（当該期間が 10 年を超えるときは 10 年） |

(書類の整備等)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から 10 年間保存しなければならない。
- 3 補助事業者が法人その他の団体である場合であつて、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

(届出事項)

第17条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもつてその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 名称を変更したとき
- (2) 代表者を変更したとき
- (3) 法人番号を変更したとき
- (4) 住所を変更したとき
- (5) 事業実施場所を変更したとき

(様式)

第 18 条 本要綱における様式名及び様式上の「令和 3 年度神奈川県中小企業・小規模企業感染症対策事業費補助金」は、次のとおり読み替える。

- (1) 「感染症拡大防止事業（第 2 次）」にあつては、「感染症拡大防止事業補助金（第 2 次）」
  - (2) 「感染症拡大防止事業（第 3 次）」にあつては、「感染症拡大防止事業補助金（第 3 次）」
- 2 本要綱における様式上の「令和 3 年度神奈川県中小企業・小規模企業感染症対策事業」は、次のとおり読み替える。
- (1) 「感染症拡大防止事業（第 2 次）」にあつては、「感染症拡大防止事業（第 2 次）」

(2)「感染症拡大防止事業（第3次）」にあつては、「感染症拡大防止事業（第3次）」

(細目)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月8日から施行する。

別表

| 補助対象<br>経費の区分                  | 内容                                                                                                                                                                                        | 補助率              | 補助上限額                                         |
|--------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|-----------------------------------------------|
| 感染症拡大防止・非<br>対面ビジネスモデル<br>構築事業 | 新型コロナウイルス感染症の<br>拡大を防止する事業を実施す<br>るために要する経費<br>新型コロナウイルス感染症拡<br>大による事業への影響を乗り<br>越えるため、非対面ビジネス<br>モデルの構築及びそれに係る<br>広報を実施する事業に要する<br>経費<br>(感染症拡大防止費、物品購<br>入費、施設工事費、I Tサー<br>ビス導入費、広告宣伝費) | 補助対象経費<br>の3/4以内 | 100 万円<br><br>工事を伴う換気設備<br>を導入する場合は<br>200 万円 |
| ビジネスモデル転<br>換事業                | 新型コロナウイルス感染症拡<br>大による事業への影響を乗り<br>越えるため、新たな商品の開<br>発又は生産、新サービスの開<br>発又は提供、商品の新たな生<br>産又は販売方式を導入する事<br>業を実施するために要する経<br>費(機械装置等費(必須経費)、<br>施設工事費(必須経費)、I T<br>サービス導入費、広告宣伝費)               |                  | 3,000 万円                                      |
| 感染症拡大防止事<br>業(第2次)             | 遮蔽物、換気設備、加湿器、<br>C O 2 濃度測定器、H E P A<br>フィルター付き空気清浄機を<br>導入する事業に要する経費                                                                                                                     |                  | 100 万円                                        |
| 感染症拡大防止事<br>業(第3次)             | 遮蔽物、換気設備、加湿器、<br>C O 2 濃度測定器、空気清浄<br>機、非接触体温計、サーモカ<br>メラ、タッチレスディスペン<br>サーを導入する事業に要する<br>経費                                                                                                |                  |                                               |

(様式1)

令和3年度神奈川県中小企業・小規模企業感染症対策事業費補助金交付申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 住 所

郵便番号

氏 名 (法人にあつては、名) 印  
称及び代表者氏名

令和3年度神奈川県中小企業・小規模企業感染症対策事業について、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 補助事業の内容

別添のとおり

2 補助事業等の着手及び完了の予定期日

年 月 日から 年 月 日まで

3 交付申請額

金 円

4 交付申請額算出方法

別添のとおり

5 補助事業の経費配分及び経費の使用方法

別添のとおり

6 添付書類

(1) 役員等氏名一覧表、補助事業計画書、経費予算書

(2) 申請する経費の「見積書」

(3) 法人：貸借対照表及び損益計算書（直近1期分）

履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書

個人：直近の確定申告書又は開業届（決算期を迎えていない場合）

(4) 営業許可証等の写し（行政上の許可等が必要な業種を行っている場合のみ）

(5) 店舗・施設の店頭等に感染防止対策取組書を掲示したことを証する写真

(6) その他知事が必要と認める書類



(様式2)

令和3年度神奈川県中小企業・小規模企業感染症対策事業費補助金交付決定通知書

○第○号  
年 月 日

様

神奈川県知事  
(公 印 省 略)

年 月 日付けで申請のありました令和3年度神奈川県中小企業・小規模企業感染症対策事業費補助金の交付については、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり決定したので、規則第6条の規定により通知します。

1 補助金額 円

2 補助条件

- (1) この補助金の対象となる事業は、年 月 日付けで申請のあった令和3年度神奈川県中小企業・小規模企業感染症対策事業とし、その内容及び補助事業の経費の配分は申請のとおりとします。
- (2) 補助事業の内容又は補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければなりません。ただし、経費の20%以内の変更にについては、この限りではありません。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければなりません。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合、若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに報告しその指示を受けなければなりません。
- (5) 次の場合、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

また、取り消した部分に係る補助金を返還させ、補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を徴収することがあります。

ア 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき

イ 補助金等を他の用途に使用したときその他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令、規則、交付要綱、公募要領若しくは知事の指示、命令に違反したとき

ウ 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

エ 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要

がなくなった場合

オ 交付決定後に補助対象外経費であることが判明したとき

カ 補助事業者が、下記のいずれかに該当する場合

(ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員

(イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団

(ウ) 法人にあつては、代表者又は役員のうちに第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの

(エ) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの

(6) この補助金は、実績報告書に基づき、精算交付します。

(7) その他「規則」の定めるところに従うこと。

3 この補助金に係る実績報告は、実績報告書に次の書類を添えて、知事が別に定める日までに知事に提出しなければなりません。

(1) 補助事業報告書

(2) 経費決算書

(3) 収支を証する書類

(4) その他知事が必要と認める書類

4 補助事業により財産を取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄することはできません。ただし、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（当該期間が10年を超えるときは10年）」を経過した場合はこの限りではありません。

5 規則第17条の規定により、知事の承認を得て処分したことにより収入があったときは、当該収入のうち補助金に係る部分の返還を命じることがあります。

6 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、当該事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から10年間保管しなければなりません。

また、保存期間が満了しない間に団体を解散させる場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければなりません。

7 名称、代表者、法人番号、住所、事業実施場所を変更したときは、速やかに文書をもって知事に届け出なければなりません。

8 この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服があるときは、この交付決定通知書を受理した日から10日以内に申請の取下げをすることができます。

9 規則等の定めにより知事に提出する書類の部数は1部とします。

問い合わせ先  
(所属名・グループ名) (担当者名)  
電話 ○○○○

(様式3)

令和3年度神奈川県中小企業・小規模企業感染症対策事業費補助金不交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

神奈川県知事  
(公 印 省 略)

年 月 日付けで申請のありました令和3年度神奈川県中小企業・小規模企業感染症対策事業費補助金については、交付しないこととしたので通知します。

問合せ先

電話

(様式4)

令和3年度神奈川県中小企業・小規模企業感染症対策事業費補助金変更承認申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 住 所

郵便番号

氏 名 (法人にあつては、名  
称及び代表者氏名)

年 月 日付けで交付決定を受けた令和3年度神奈川県中小企業・小規模企業感染症対策事業費補助金に係る事業を次のとおり変更したいので申請します。

1 補助事業の内容等

| 変更前 | 変更後 |
|-----|-----|
|     |     |

(注) 補助事業計画書に準じて記入してください。

2 変更の理由

(様式5)

第 号  
年 月 日

殿

神奈川県知事  
(公 印 省 略)

令和3年度神奈川県中小企業・小規模企業感染症対策事業費補助金変更承認通知書

年 月 日付けで申請がありました令和3年度神奈川県中小企業・小規模企業感染症対策事業費補助金に係る事業の変更については、承認することとしたので、通知します。

問合せ先  
電話

(様式6)

第 号  
年 月 日

様

神奈川県知事  
(公 印 省 略)

令和3年度神奈川県中小企業・小規模企業感染症対策事業費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました令和3年度神奈川県中小企業・小規模企業感染症対策事業費補助金の交付については、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり決定したので、規則第6条の規定により通知します。

|           |   |
|-----------|---|
| 1 補助金額    | 円 |
| 既 決 定 額   | 円 |
| 今回変更交付決定額 | 円 |

2 補助条件

<承認>

(1) この補助金変更の対象となる事業の内容及び補助事業の経費の配分は、年 月 日付けで申請のあった令和3年度神奈川県中小企業・小規模企業感染症対策事業費補助金変更交付申請書記載のとおりとします。

<交付の時期>

(2) この変更決定に伴う補助金の交付は、事業実績報告書に基づき、精算交付します。

<取り下げ>

(3) この変更決定の内容又は条件に不服があるときは、この変更決定通知書を受理した日から起算して10日以内に申請の取り下げをすることができます。

(4) その他の交付条件については、年 月 日付けの交付決定通知書のとおりとします。

問合せ先

電話

(様式 7)

令和 3 年度神奈川県中小企業・小規模企業感染症対策事業費補助金中止（廃止）承認申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 住 所

郵便番号

氏 名 (法人にあつては、名)  
称及び代表者氏名

年 月 日付けで交付決定を受けた令和 3 年度神奈川県中小企業・小規模企業感染症対策事業費補助金に係る事業を次のとおり中止（廃止）したいので申請します。

1 中止（廃止）の内容

2 中止（廃止）の理由

(様式8)

第 号  
年 月 日

様

神奈川県知事  
(公 印 省 略)

令和3年度神奈川県中小企業・小規模企業感染症対策事業費補助金中止（廃止）承認通知書

年 月 日付けで申請がありました令和3年度神奈川県中小企業・小規模企業感染症対策事業費補助金に係る事業の中止（廃止）については、承認することとしたので、通知します。

問合せ先  
電話



(様式9)

令和3年度神奈川県中小企業・小規模企業感染症対策事業費補助金遅延等報告書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 住 所

郵便番号

氏 名 (法人にあつては、名)  
称及び代表者氏名

年 月 日付けで交付決定を受けた令和3年度神奈川県中小企業・小規模企業感染症対策事業費補助金に係る事業について、次のとおり遅延等があったので報告します。

- 1 補助事業の進捗状況
- 2 同上に要した経費
- 3 遅延等の内容及び原因
- 4 遅延等に対する措置
- 5 補助事業の遂行及び完了の予定

(注) 遅延等の理由を立証する書類を添付してください。

(様式 10)

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 住 所

郵便番号

氏 名 (法人にあつては、名)  
称及び代表者氏名

令和 3 年度神奈川県中小企業・小規模企業感染症対策事業費補助金実施状況報告書

年 月 日付けで交付決定を受けた令和 3 年度神奈川県中小企業・小規模企業感染症対策事業費補助金に係る補助事業の 年 月 日現在における実施状況を、次のとおり報告します。

1 補助事業の執行状況

2 補助事業の経費の執行状況

(様式 11)

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 住 所

郵便番号

氏 名 (法人にあつては、名  
称及び代表者氏名)

令和 3 年度神奈川県中小企業・小規模企業感染症対策事業費補助金実績報告書

年 月 日付けで交付決定を受けた令和 3 年度神奈川県中小企業・小規模企業感染症  
対策事業費補助金に係る補助事業の実績を、次のとおり報告します。

| 区 分         | 金 額 |
|-------------|-----|
| A 交付決定額     |     |
| B 補助金確定額    |     |
| C 差引額 (A－B) |     |

1 補助事業の着手日及び完了日

|     |          |
|-----|----------|
| 着手日 | 令和 年 月 日 |
| 完了日 | 令和 年 月 日 |

2 添付書類

- (1) 補助事業報告書
- (2) 経費決算書
- (3) 収支を証する書類
- (4) その他知事が必要と認める書類

補助金受入口座名

| 銀行名 | 店名 | 種別            | 口座番号 | 口座名義人 (カナ) |
|-----|----|---------------|------|------------|
|     |    | 普通<br>・<br>当座 |      |            |